







5. 任形	ハジメテシメテ 満員
国籍	和 蘭
種族	シモン
職業	官吏 (及 政 務 官 監 査 官)
	(首 席) スミス
6. 任形	ハジメテシメテ 満員
国籍	和 蘭
種族	シモン
職業	無 職 (当 時)
	(謀 議 参 事) ノルマンディ
7. 任形	ハジメテシメテ 満員
国籍	和 蘭
種族	シモン
職業	元 大 臣 官 房 長 官 監 査 官
	(深 漢 参 事) ヴァン
8. 任形	同 右
国籍	和 蘭
種族	シモン
職業	元 大 臣 官 房 長 官 監 査 官
	(謀 議 参 事) ヴァン
9. 任形	同 右
国籍	和 蘭
種族	シモン
職業	元 大 臣 官 房 長 官 監 査 官
	(当 三 十 三 年)

(日本標準規格 B5)

外 務 省

5. 任形	ハジメテシメテ 満員
国籍	和 蘭
種族	シモン
職業	官吏 (及 政 務 官 監 査 官)
	(首 席) スミス
6. 任形	ハジメテシメテ 満員
国籍	和 蘭
種族	シモン
職業	無 職 (当 時)
	(謀 議 参 事) ノルマンディ
7. 任形	ハジメテシメテ 満員
国籍	和 蘭
種族	シモン
職業	元 大 臣 官 房 長 官 監 査 官
	(深 漢 参 事) ヴァン
8. 任形	同 右
国籍	和 蘭
種族	シモン
職業	元 大 臣 官 房 長 官 監 査 官
	(当 三 十 三 年)

(日本標準規格 B5)

外 務 省

15. 任形	右同
国籍	知南
職業	エム・エフ・エム・エス 監督官
	(謀議参考) エム・エフ・エム・エス (当三十七年)
14. 任形	右同
国籍	知南
職業	エム・エフ・エム・エス 監督官
	(謀議参考) エム・エフ・エム・エス (当三十七年)
13. 任形	右同
国籍	知南
職業	エム・エフ・エム・エス 監督官
	(謀議参考) エム・エフ・エム・エス (当三十九年)

外務省

(日本標準規格B5)

10. 任形	右同
国籍	知南
職業	エム・エフ・エム・エス 監督官
	(謀議参考) エム・エフ・エム・エス (当三十六年)
11. 任形	右同
国籍	知南
職業	エム・エフ・エム・エス 監督官
	(謀議参考) エム・エフ・エム・エス (当三十四年)
12. 任形	右同
国籍	知南
職業	エム・エフ・エム・エス 監督官

外務省

(日本標準規格B5)





二 犯罪事実の概要

(一) 犯罪環境

一、 一九四四年八月、南印度政府は、南緯度、濃霧上ルヤシヤク島に、戦時動員局長官「ハレル」を、秘密指令に基き、当時、ホルネズ監督「ハカ」の戦況報告、際於ルホルネズが、政廳「ウルグヤ」の機軸、果人、即由、海軍一切、海軍準備、着分、特、衛生監督官「スシロ」に対し、全ホルネズが、於ル「B.M.O.」組織編成、命令、特命、以テ、当時、多ク、カ、ラ、又、セ、ン、テ、イン、テ、候、候、ホ、ル、シ、瑞、西、人「ハレル」ヲ、招、致、官、吏、之、務、用、ハ、シ、ル、シ、ン、中、B.M.O. 特、設、演、習、に、授、任、シ、日、作、戦、時、於、ル、加、蘭、軍、海、軍、方、の、醫、務、官、之、為、シ、ル、コ、ト、也、リ、(B.M.O. 同、年、或、日、刊、列、ス、シ、ロ、文、「ハレル」等、之、概、リ、組織、之、成、ヲ、見、ル、之、條、動、員、長、シ、テ、終、リ、)

外務省

(日本標準規格B5)

26.

国籍 支那人

職業 無職

(同課補助) 潘福泉

(当四十九年)

住居 同上

種別 同族

職業 日本映画配給株式会社「ハレル」に、被、雇、職、員、也、

(同課補助) アロマン

(当三十八年)

外務省

(日本標準規格B5)

































リウイ「ウーレイ・クイ」等ヲ中堅トシテ秘密謀報組織  
 ヲ形セオケタルカ今ハ激戦亂ニ依リハカ「ワルカ」監獄ヲ據其  
 秘密言ハス「首腦」トシテ「ウーレイ・クイ」等ハ  
 實トシテ「スロ」ヲ指導シテ「ウーレイ・クイ」等ハ  
 重要トシテ「スロ」ヲ指導シテ「ウーレイ・クイ」等ハ  
 重要トシテ「スロ」ヲ指導シテ「ウーレイ・クイ」等ハ  
 重要トシテ「スロ」ヲ指導シテ「ウーレイ・クイ」等ハ

(日本標準規格 B5)

外務省

級等一時無電機使用ヲ潜連絡等ニシテ「ウーレイ・クイ」等ハ  
 密謀言ハス「首腦」トシテ「ウーレイ・クイ」等ハ  
 重要トシテ「スロ」ヲ指導シテ「ウーレイ・クイ」等ハ  
 重要トシテ「スロ」ヲ指導シテ「ウーレイ・クイ」等ハ  
 重要トシテ「スロ」ヲ指導シテ「ウーレイ・クイ」等ハ

(日本標準規格 B5)

外務省

同シラブルアリス「積極的技術協力」得て本年拾月頃  
 より本年五月初旬迄、内拾數回三三〇リヤ利用シ  
 B、更ニ「ウーレイト」ハ過般戦争混亂時ニ於テ自  
 来ニ於テ其利用豫想ニ前記「ニリ」商會ヨリ自身研  
 究自宅「電機」ニ無電機「アリス」ニ「カ」ヨリ「バ」  
 下連絡ノ上同志「アリス」ハ「キ」人民政部郵便局長  
 等ニ同家天升裏ニ設置シ「バ」技術援助ヲ得  
 本年拾月頃ヨリ本年貳月中旬頃迄、内拾數回三三〇  
 リヤ「無電機」利用シ  
 以テ「ウーレイト」ハ佛切ハ「アリス」長住英國人「アリス」  
 「カ」ニ「アリス」ナルホニ「アリス」カ「アリス」ルド長住マ「アリス」  
 社交配人英國人「アリス」ニ「アリス」ト「アリス」ニ「アリス」  
 用ニ「カ」リ「アリス」佛切、要員店佛切人農林技師「アリス」  
 外務省

(日本標準規格B5)

「アリス」ト「アリス」佛切「アリス」及「アリス」取決「アリス」  
 呼出記號、波長、略號等ヲ使用各般「アリス」交換セル  
 他「アリス」  
 「アリス」在「アリス」  
 「アリス」ニ「アリス」  
 換送路ヲ行「アリス」  
 「アリス」  
 1. 当地警備隊ノ状況(兵員數、兵器、兵備ノ詳細)  
 2. 重要施設、建築物状況  
 3. 敵前上陸地兵ノ指示  
 4. 落下傘部隊ノ降下地兵ノ指示  
 5. 船舶動靜、港湾、河川ノ状況  
 6. 「アリス」警備施設ノ詳細  
 外務省

(日本標準規格B5)





豫言「ワイタク」が在佛印同志ト同ニ無線の連絡ニ方  
 トシテ取決ムル懐中電氣ヨリ赤點滅信號ヲ継ぎ  
 潜水艦浮上シテ型無音動力舟艇ニ乗テ國兵ト見エテ  
 人心を裏切リ赤白三色光信號ヲ以テ應答シテ接シ  
 斯クテ「ボアホク」ハ「ワイタク」ヨリ訛ケタル「ボ  
 ー」外装ニ連絡文ヲ綴等ニ年交ル至テ成功セリ  
 而シテ右両面ニ無線の文書中ニ  
 当地軍事民政關係の報が極々明白ニ記載セリ  
 「ワイタク」モナリ  
 上記無線の連絡ニ関係シテハ「ス」直接首腦トシテ  
 「ワイタク」マカリ「ワイ」ニ命ズルト共ニ所ヲ手機送ル者ヲ右  
 者並ニ之ヲ通シテ「ボアホク」ニ與ヘ連絡の結果  
 ハ遂ニ「ワイ」大尉ヲ通シ「ボアホク」許ニ報告セラレ「ワイ」

(日本標準規格 B5)

外務省

2. 「ワイ」ニハ大志大志ニテ「教團」の細胞組織ヲ利用  
 之各般ニ詳細ニ詳報ヲ蒐集シテ「ボアホク」ニ報告スル  
 只ニ數回ニ在ラスバ「瑞西」領事ニテ報告セリ  
 彼蒐集ニ且「瑞西」領事ニテ報告セリ  
 各地方ノ物資空切貯蔵状況  
 礦産物資源状況  
 農作物生産状況  
 畜獸繁殖ニ対シテ銃器彈藥ノ配備状況  
 民政部施策ニ対シテ民衆ノ動向傳言及監視者全  
 部數、氏名、年齢、種族、地位、生活状況、保  
 健状況  
 日平年處遇等ナリ

(日本標準規格 B5)

外務省

3. 「ハガ」ラニテイニカ「デニル」ホ等監禁所、内務省  
 臨時公外、部ヲ提議、セル上、述、陳報ニ悉、理、統、令、之、  
 ヲ書信テ、同、三、渡、時、節、度、之、ヲ、託、送、シ、テ、之、於、ニ、  
 謀、報、網、ノ、重、要、人、物、ト、認、メ、ル、ル、在、ス、ラ、バ、瑞、西、人、牧、師、  
 ニ、ス、テ、ル、(元、島、地、カ、ソ、リ、ウ、ク、教、會、牧、師、及、瑞、西、人、テ、  
 リ、ニ、カ、) (女) (元、島、地、セ、ニ、テ、イ、ニ、カ、教、會、所、屬、其、校、  
 教、師、) 卜、向、三、渡、報、ノ、連、絡、ヲ、行、ヒ、タ、リ、  
 而、之、同、志、ノ、シ、ア、ワ、ト、連、絡、文、書、ハ、復、復、且、總、テ、  
 止、ス、ハ、フ、ラ、ズ、ド、之、ヲ、一、括、渡、時、同、志、依、頼、ト、被、  
 シ、ア、ワ、之、復、復、セル者、各、年、ハ、カ、二、行、監、察、以、来、本、年、  
 各、年、八、月、パ、テ、ヤ  
 各、年、拾、貳、月、パ、ニ、ケ、イ  
 本、年、壹、月、ス、シ、ロ

(日本標準規格 B5)

外務省

本年、三月、レ、ニ、テ、  
 二、反、其、新、度、復、地、同、志、卜、向、三、渡、報、連、絡、交、換、  
 タ、ル、ニ、テ、  
 (四) 造、言、謠、言、  
 外、部、関、係、被、疑、者、全、員、公、直、接、又、同、志、ヲ、復、  
 造、言、謠、言、ヲ、以、テ、人、心、惑、亂、經、濟、思、  
 日、不、政、府、ニ、對、ス、ル、人、心、離、間、策、ヲ、行、  
 即、  
 (一) 「フ、イ、ニ、ル、天、寺」  
 一、上、日、不、政、府、  
 會、ル、毎、三、造、言、謠、言、ヲ、夫、ク、決、  
 二、右、兩、天、寺、  
 三、是、先、回、教、團、各、地、連、信、  
 外務省

(日本標準規格 B5)

出張券先所

在歐西 仰 二封

1. 歐西の米由流

2. 日本に施政の

以て彼等時時 仰て然るに彼等、心遣う動搖

エニ河上辭職に決意エシタリ

(4) 「アムステルダム」 フラントに「マカイウ」の「ヤ」

仰て、各年九月頃より及那人に接近し米由

エル戦 日本統治に 缺陷等其安に直進せし

同志及那人ニカ合ヒテ同様に言明すヤシ

人々 意氣 加力更ニテ 同様に言明すヤシ

トシテ 仰て、アムステルダム 及那人 意氣 加力更ニテ

年 拾 貳 月

仰て、近于、以て米由流に 當て、カシ 領一ル

(日本標準規格B5)

外務省

代表「アムステルダム」他拾數名、カシ人ニ封

1. カシの教會經營困難に 政府に補助金不拂

坂上等一三、民政部に於て既ニ支給済

2. 歐西の米由流 日本に敗退、和蘭に復法に暗示

以て彼等、日本に政府ニ封テ信頼念ニ動搖、與ニ

(2) 「アムステルダム」今年四月頃自宅に於てカシ人教

仰て、三封

1. 日本に米由流、國力に米由流比較、日本に敗退に暗示

2. 日本に統治政策、無定見

物資不足、物價高に極言

3. 近海米潛水艦出没

等ヲ羅列、國人ノ心境ヲ動搖セシメタリ

(3) 「アムステルダム」各年、九月頃、東部ホルネオ、カシ、張、降、各所

(日本標準規格B5)

外務省

場合、用意トシテ、西小ヲ硬シ、又、腰カヲ絞リ、  
 此、更ニ以、上、四名、各、別、固、ニ、廣、範、圍、ニ、亙、リ、十、年、以、上、  
 月、頃、白、色、軍、一、カ、ナル、カ、ル、ヨ、リ、轉、進、ア、ル、ホ、シ、空、ニ、飛、  
 新、浦、紙、ニ、報、道、セ、ラ、レ、テ、奔、走、シ、テ、地、近、海、ニ、米、潛、  
 水、糧、食、及、シ、米、菜、軍、一、カ、能、ク、極、ニ、以、テ、其、抄、セ、テ、  
 一、道、言、流、語、ヲ、テ、テ、多、數、ノ、人、心、ニ、惑、亂、不、ニ、  
 志、ニ、當、時、米、糖、糖、糖、生、活、以、書、物、以、貨、物、以、  
 甚、後、中、心、江、海、思、ハ、三、日、見、荒、ニ、  
 此、語、ハ、彼、等、一、吸、カ、短、カ、ル、情、報、甚、其、交、後、  
 極、テ、廣、範、圍、ニ、及、シ、似、テ、公、道、論、議、ニ、  
 統、治、ノ、病、疾、ヲ、確、認、シ、テ、三、十、七、日、頃、  
 此、如、キ、虛、構、言、辭、三、者、ハ、不、  
 七、ノ、三、テ、最、ニ、理、澄、ナル、言、語、ヲ、  
 外 務 省

(日本標準規格JIS)

三、犯罪捜査の経過  
 著述「犯罪捜査の経過」於テ詳述セラルル如キ地、  
 表、面、ニ、見、テ、  
 一、色、藏、ニ、テ、其、上、  
 深、ニ、於、  
 之、其、要、注、意、人、物、ノ、行、動、由、何、  
 二、月、三、日、  
 之、ニ、混、血、人、ノ、下、人、  
 及、人、十、名、  
 一、次、檢、査、  
 外 務 省

(日本標準規格JIS)

二速捕スル共ニ數シテ定案博索ヲ行ニ遊大ニ證據初  
 件ヲ控救ト直ニ取調ニ開始セテ取調ヲ進行ニ從ヒ案件  
 ハ急遽擴大シテ五月十三日未明ヨリ一上檢檢事行日不詳  
 陰謀ニ首領ナルトシテ等々言ハレテ三人間際手等  
 謀謀ニ行リ未明ヨリ一上檢檢事行ニ陰謀ニ行ハレテ  
 細又知人等ノ不詳ノ助斯前ニ陰謀ニ行ニ速捕スル  
 月十九日六等七次檢檢事行ハ一上檢檢事行ニ行  
 田力子監禁所内ヨリ有力ニ取調ニ行ニ行ニ行ニ行  
 蔵司令部又於テ一上檢檢事行ニ行ニ行ニ行ニ行  
 地取調ニ案件ノ取調ニ行ニ行ニ行ニ行ニ行ニ行  
 一上檢檢事行ニ行ニ行ニ行ニ行ニ行ニ行ニ行  
 三月西方面艦隊軍律會議ニ送致セリ

此久判

外務省

(日本標準規格JIS)

昭和八年三月十九日午九時三十分  
 審判長 山崎 大 佐  
 審判官 金 井 法 學 中 將  
 同 橋 本 大 尉  
 檢察官 高 田 云 助 大 尉  
 列席シハシエルニ海軍省官滿隊講堂於テ開廷  
 檢察官、論者求刑被告人全員心境聽取後一旦  
 休頓午後五時三十分再開山路審判長言ハレテ  
 件南係被告全員ニ對シテ西方面艦隊軍律會ニ依  
 一極刑ヲ以テ處斷スル旨宣ハレテ午後五時三十分  
 五分閉廷セリ

五、處刑

昭和八年三月二十日判決ニ基テ同年三月二十日午九時

外務省

(日本標準規格JIS)

時羊被告全員(「ハカ」他二十五名)統致ニ起セラレタリ  
 六、本事件ノ民衆ニ與ヘタル反響  
 本事件ニ著手セヨリ約半載ニ亙リ此ノ間、口次ニ亙  
 ル大檢擧言ハ民衆ノ大部分ハ靡氣ナカラシキ事、性質  
 ナリトシテ、被檢擧者ノ多クハ従来原住民ヨリ  
 優位ノ地位ヲ占メ彼等ヲ蔑視シ来リタル和蘭人、  
 之國人、混血人、アホニ人、メナド人、一部支那人、アラブ人等  
 ニシテ極メテ少數ノ特種人物ヲ除キ原住民屬ノ關係  
 者ノ殆ド存在セザリシ事、事件ノ初メ民衆ニ多ク、動  
 搖ヲ認メラレタリ是レ其ノ後漸次平靜ニ歸スルニ到リ  
 然レ共、本事件ハ當地民衆最大ノ関心事ナリシ事ハ  
 被告ノ處刑ノ翌日、二月二十日ハ、新報紙ニ「本事件  
 真相」發表アル事當リ新聞紙(馬來語版)下頁出シ

(日本標準規格B5)

外務省

開始後僅々三十分ニシテ其ノ全部ヲ讀盡セシニ徴  
 至明ナリ  
 而シテ一度真相ヲ知シ民衆其ノ内容ハ極大ノ複雜  
 之重大ナル眞ニ驚愕スルト云ハ、日本軍ノ公ニシテ斷  
 手タル態度ニ今更ニ加テ畏敬ヲ寄ル者無クニシテ  
 是レ右ノ事件ノ不首ヲ離ラシムル全ク私的感傷ニ於  
 テ露ニシテ一般的ニ戰時占領地ニ於テ此種犯罪  
 ニ対シテハ死ヲ以テ處断セラルルハ當然ナリト看做ス向テ  
 且混血人メナド人、アホニ人、支那人等ノ事件ノ關係者  
 家族ハ日本軍ノ態度ニ相當シテ抑テ感シロクニ  
 干敢テ事件ニ觸ル者ナク何モ悲歎格ニアルモ、如  
 シコノ其ノ後、政治工作ト相俟ツテ相當注意ヲ要スル  
 事モト思科セラルモ現在殆ド大多數ノ原住民ニ

(日本標準規格B5)

外務省